

定 款

国際計測器株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、国際計測器株式会社と称し、英文名では、KOKUSAI CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種試験機器及び各種計測装置の製造販売
2. 各種自動検査装置及び各種自動修正装置の製造販売
3. 各種警報装置及び表示装置の製造販売
4. 各種自動歪矯正装置の製造販売
5. 前記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都多摩市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、21,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によつてあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(議 長)

第12条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は13名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任するものとし、当該決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

- 第20条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集)

- 第21条 取締役会の招集は、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長または取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会に定められた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催する事ができる。

(代表取締役)

- 第22条 取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

- 第23条 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

- 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第27条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任するものとし、当該決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 指欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当金)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの剰余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。

改定施行：2023年3月2日